

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年9月20日)

陳情4年生活環境第17号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－17 (R4.8.22)	生 活 環 境	いわゆる靈感商法など、悪徳商法の被害の実態解明と対策強化について	

▶陳情事項

いわゆる靈感商法を含め、悪徳商法の被害の実態究明をし、被害者の被害回復につなげるべき旨を、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出すること。

▶陳情理由

いわゆる靈感商法とは、靈感があるかのように装い、振舞って、被害者に先祖の因縁、霊の祟りなどがあるとして不安を煽り、壺・数珠・塔などのグッズを、不当に法外な値段で売る悪徳商法である。「たたりがある」「これを買えばたたりが消滅する」「このまま何も対策しないとずっと悪いことが起きる」などと、不安をあおり、法的根拠・科学的根拠のないことを理由に商品を買わせるものである。

消費者契約法第4条第3項第6号では、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、」「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること」「により困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」旨を規定している。

一方で、その被害の実態は、全国靈感商法対策弁護士連絡会の調べでは、たとえば2020年について、9億1,807万円との記載があり、いまだ多くの被害がある。しかも、こうした被害は、いわば氷山の一角で、被害者は加害者に洗脳されているケースも多く、被害の回復が困難な場合も多い。

鳥取県では、P I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の記録上、どのくらいの被害が認識されているのだろうか。

鳥取県議会として、いわゆる靈感商法を含め、悪徳商法の被害の実態究明をし、被害者の被害回復につなげるべき旨を、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をお願いしたく、陳情するものである。

▶提 出 者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

生活環境部（くらしの安心局消費生活センター）

【現 状】

消費者庁の調べによると、靈感商法等（開運商法を含む）に関する全国の消費生活相談件数は、2012年度に3,267件であったが、2017年度以降は1,200件～1,500件程度で推移している。相談者は女性が約80%を占めており、相談内容は訪問販売又はインターネット通信販売による占いや祈祷サービスに関するものが多い。

＜消費者庁等の取組状況＞

- ・靈感商法等による消費者被害の増加を受け、2018年6月、消費者保護を強化するために消費者契約法を改正した。（2019年6月施行）

〔改正内容〕

事業者が、消費者に対して靈感（注1）その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは消費者に重大な不利益（注2）を与える事態が生ずる旨を示して消費者の不安をあおり、合理的な判断ができない心情に陥った消費者に望まぬ契約を締結させた場合には、契約の取消しを認める規定が設けられた。（第4条第3項第6号）

（注1）「靈感」とは、除霊、災いの除去や運勢の改善など、超自然的な現象を実現する能力を指す。「その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」としては、いわゆる超能力が該当する。

（注2）当該消費者の死亡や病気のみならず、家族の死亡や病気も含む。また「不幸になる」等の漠然としたものも含む。

- ・国民生活センターは、2012年からプレスレットや数珠などの開運商品を次々に売りつける悪質商法、祈祷サービス、占いサイト・アプリなどのトラブルについて、報道機関等を通じて国民に注意喚起を行っている。
- ・消費者庁は、2022年8月に「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を立ち上げ、靈感商法等の悪質商法による消費者被害の未然防止、被害の救済、事業者への対応等についての対策の検討を始めた。（8月29日 第1回検討会開催）
- ・政府は、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を設け、2022年9月5日から同月30日まで世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する相談に集中的に対応するための電話相談窓口を設置した。

【県の取組状況】

- 1 本県における靈感商法等に関する消費生活相談は、P I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）の記録で2012年4月から2022年8月末までに43件あり、年度単位では2019年度の8件が最多で、その他は年間1～7件で推移している（2022年度は0件）。

なお、消費生活センターでは、被害認識の有無に関わらず消費生活相談として受け付け、P I O－N E Tにその内容等を登録しているため、P I O－N E Tの記録上では相談件数等は確認できるが、被害件数等の状況を把握することができない。

- 2 相談者には、靈感商法等の手口を伝え、不安をあおられてもきっぱりと断るよう助言し、解約・返金の相談にはクーリング・オフ方法の助言や法律相談会の紹介を行っている。また、相談者が恐怖を感じる場合には警察にも相談するよう勧め、脱会や返金の相談には靈感商法被害の相談を専門的に受ける「全国靈感商法対策弁護士連絡会」を紹介している。
- 3 靈感商法をはじめとする悪質商法については、消費生活センターのホームページやSNSで随時、県民に注意喚起を行っている。